

受注者へのお願い

【港則法に係る河川内工事等について】

岡山河川事務所が管理する吉井川、旭川、高梁川における港則法が適用される範囲（別図－1、2参照）での工事、及び作業については、受注者より海上保安部への申請が必要です。ご不明な点などございましたら、岡山河川事務所、または各出張所へお問い合わせ下さい。

《参考》 玉野海上保安部 HP より抜粋

特定港(宇野港)内又は特定港の境界付近で工事、作業又は行事を行う場合は、港則法第31条、第32条により、あらかじめ港長の許可を受けなければならないこととなっておりますので、下記要領を参考に申請をお願いします。

工事、作業については、港則法第37条の5により、「特定港以外の港にこれを準用する」となっていますので、玉野海上保安部管内の、日比港、岡山港、小串港、西大寺港、牛窓港、片上港、鶴海港、日生港においても工事、作業を行う場合については、同様の申請を玉野海上保安部長あてにお願いいたします。

(「宇野港等における港則法に基づく許可申請要領」より抜粋)

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/tamano/pdf/kouzishinsei.pdf>

《参考》 水島海上保安部 HP より抜粋

1. 案内情報

- ① 手続名 : 特定港内等における工事等の許可
- ② 手続根拠 : 港則法第31条第1項
- ③ 手続対象者 : 特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者
(当該工事又は作業の実施責任者)
- ④ 提出時期 : 特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとするとき

(水島海上保安部 HP「工事・作業又は行事の許可 <様式>」より抜粋)

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/koumu9.pdf>

【詳しくはこちらのリンクへ】

○玉野海上保安部 HP (旭川、吉井川)

(<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/tamano/>)

○水島海上保安部 HP (高梁川)

(<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/mizushima/>)

岡山港(旭川)、西大寺港(吉井川)水域位置図



水島港(高梁川)水域位置図

